

第1章 計画について

1 計画策定の背景、経緯

▶背景

日本では、少子高齢化や生活習慣の変化などにより疾病構造が変化し、疾病全体に占める「がん」、「循環器疾患」、「糖尿病」、「COPD（慢性閉塞性肺疾患）*1」などの生活習慣病の割合の増加や、要支援・要介護状態となる人の増加が続いています。

国は健康増進に係る取組として、昭和53年から「国民健康づくり対策」を開始し、以降、定期的な評価と見直しが行われ、令和6年度からは、第5次国民健康づくり対策である「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」）が開始され、新たな健康課題や社会背景、国際的な潮流等を踏まえた取組が進められています。

▶ぎふ市民健康基本計画の策定

平成12年度に、国は「健康寿命*2の延伸」等を目的とした「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定しました。この運動は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、生活習慣や生活環境の改善、健康教育等により生活習慣病の発症を防ぐ「一次予防」の観点を重視しました。

岐阜県及び本市は、健康日本21に基づき、平成14年度から10年計画として「ヘルスプランぎふ21」、「ぎふ市民健康基本計画（以下「第一次計画」という。）」を策定し、計画を推進してきました。

また、平成14年に公布された健康増進法において、市町村は、国が定める基本指針及び都道府県健康増進計画を勘案しながら市町村健康増進計画を定めるよう努めることとされました。

▶第二次ぎふ市民健康基本計画の策定

第一次計画策定以降、食育基本法、自殺対策基本法、がん対策基本法等の新たな法律が制定されました。また、メタボリックシンドローム*3に着目した生活習慣病の予防や、改定されたヘルスプランぎふ21との整合を図るため、第一次計画の終了を1年前倒し、基本目標の「健康寿命の延伸」と「早死の減少」に「生活の質の向上」を加えた「第二次ぎふ市民健康基本計画（以下「第二次計画」という。）」を平成23年度から5年計画として策定しました。

第二次計画では、国、県との連携が図りやすいよう施策体系を国、県に準じ、糖尿病・循環器病、がん等の「生活習慣病予防」、6つ（栄養・食生活、歯・口腔の健康、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール）の「生活習慣の改善」を「ライフステージ」、「社会環境」の視点を踏まえつつ推進することを施策の柱としました。

▶第三次ぎふ市民健康基本計画の策定

平成 25 年度から、国は生活習慣及び社会環境の改善を通じて、ライフステージに応じた健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、「健康日本 21（第二次）」を策定しました。

本市では、第二次計画の課題や、健康日本 21（第二次）及び第 2 次ヘルスプランぎふ 21 を踏まえ、「第三次ぎふ市民健康基本計画（以下「第三次計画」という。）」を平成 28 年度から 5 年計画として策定しました。

▶第四次ぎふ市民健康基本計画の策定

第三次計画の終期は令和 2 年度までとなっていました。新型コロナウイルス感染症対応のため、計画を令和 3 年 10 月まで延長し、令和 3 年 11 月に「第四次ぎふ市民健康基本計画（以下「第四次計画」という。）」を令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年度計画として策定しました。

第四次計画では、取組方針の項目に「地域社会で個人や家庭の健康づくりを支援する『社会環境の整備』と「新型コロナウイルス感染症を考慮した健康づくり」を設定し、第三次計画の取組を継続させつつ、更なる健康づくりを進めてきました。

② 計画策定の趣旨（第五次ぎふ市民健康基本計画の策定）

令和 6 年度から適用された、国の「21 世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次）」及び、県の「第 4 次ヘルスプランぎふ 21」では、これまでの取組における課題や、現在の社会変化を踏まえ、更なる健康づくりを推進するための取組方針や目標指標等が示されています。

本市においても、第四次計画が令和 7 年度に終期を迎えることから、国や県の方針を踏まえ、計画の達成状況、市民の意識、生活習慣及び健康状態に応じた健康づくりを推進するため、「第五次ぎふ市民健康基本計画」（以下「第五次計画」という。）を策定します。

*1 COPD（慢性閉塞性肺疾患）

肺の慢性の炎症性疾患で、肺気腫、慢性気管支炎と称されていた疾患の総称

主な原因にたばこ煙が関与し、咳・痰・息切れを主な症状として緩やかに呼吸障害が進行する疾患であり、全国の令和 3 年の人口動態調査による死亡者数は男女合わせて 16,384 人、男性は死亡原因の第 9 位となっています。

COPD は心血管疾患、消化器疾患、糖尿病、骨粗鬆症、うつ病などの併存疾患や、肺がん等の他の呼吸器疾患との合併も多いなど、対策が必要となっています。

*2 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味しています。

*3 メタボリックシンドローム

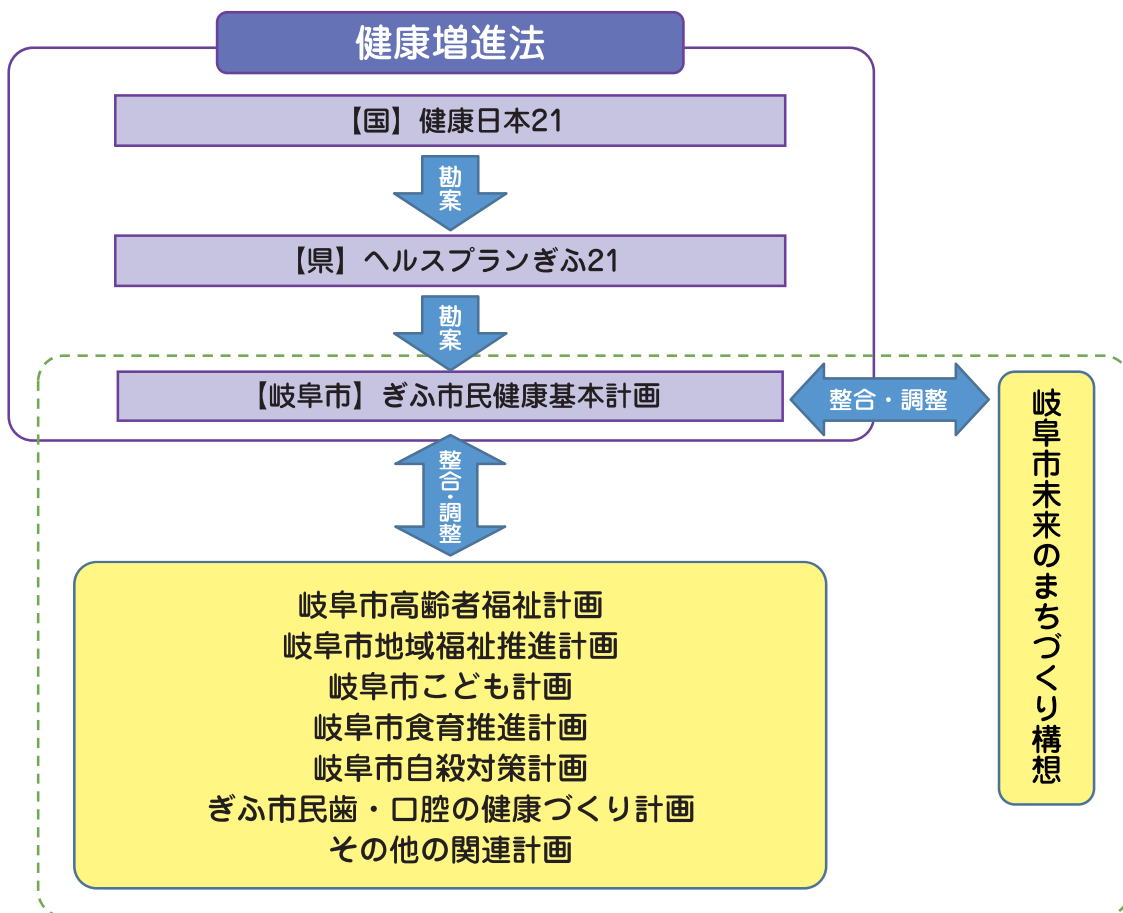
内臓脂肪症候群ともいい、内臓脂肪型肥満（おなか周りの内臓に脂肪が蓄積されていること）に加え、①高血圧、②高血糖、③脂質代謝異常の3つのうち2つ以上を併せ持った状態。放置しておく心臓病や脳卒中といった命にかかわる病気の危険性が急激に高まります。

③ 計画の位置付け

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項の規定に基づく「市町村健康増進計画」として定めます。

また、岐阜市未来のまちづくり構想、岐阜市高齢者福祉計画、岐阜市こども計画、岐阜市食育推進計画、岐阜市自殺対策計画などの計画と整合性を図りながら、健康づくりを推進する基本計画として定めます。

▶ 各計画の関係図



④ SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (持続可能な開発目標) とは、2015 年の国連サミットにおいて採択された持続可能でよりよい世界を実現するための 17 の国際社会共通の目標です。

その理念は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、17 の目標を達成するために、私たち一人ひとりが身の回りの社会問題や環境問題などの様々な課題を「自分ごと」としてとらえ、積極的に行動することが大切です。加えて、本市では、岐阜市オリジナル SDGs ロゴマークを作成し、市民の皆さんや、地域団体、学校、企業など、たくさんのパートナーと協力して、SDGs の達成に向けた取組を進めています。

第五次ぎふ市民健康基本計画の推進に向けて関連する以下の目標について、取組を推進していきます。

- ・目標 3 すべての人に健康と福祉を
- ・目標 4 質の高い教育をみんなに
- ・目標 8 働きがいも経済成長も
- ・目標 10 人や国の不平等をなくそう
- ・目標 11 住み続けられるまちづくりを
- ・目標 17 パートナリシップで目標を達成しよう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs 岐阜市
未来都市

岐阜市オリジナルSDGsロゴマーク

